

政令第 号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）附則第二十二條並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十三條第一項及び同法附則第二十二條の二の規定により読み替えられた同法第七十三條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條の次に次の一條を加える。

（組合に対する補助の特例）

第十四條の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度において、附則第十三條及び第二十三條

の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号口中「とし、
」とあるのは「とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて
指定組合特定被保険者（経過的世界帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的世界帯員でないものに係
る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算
定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対す
る同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額と
して厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項第一号
及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交
付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて
指定組合特定被保険者（経過的世界帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的世界帯員でないものに係
る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した
額）並びに」と、「指定組合特定被保険者納付費用額」という。）とあるのは「指定組合特定被保険
者納付費用額」という。）の合算額」と、同条第三項中「算定した額（」とあるのは「算定した額（組

合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに」と、同条第四項第一号中「得た額（」とあるのは「得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特

定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。」と、同項第二号イ中「得た額」とあるのは「得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三条の二第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この号において「調整対象給付費見込額」という。）に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た額）」と、同号中

「ロ 特

控除

定納付費用額のうちイに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を
した額）に係る特定割合 千分の百六十四

「ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に定める割合

(1) ロに掲げる額のうち、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により

厚生労働大臣が定める組合の被保険者又は経過的组合員若しくは経過的世界帯員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に
とあるのは

同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納

付に要する費用の額の合計額に三分の一を乗じて得た額に係る特定割合 第七項に規定する組合別財政力指数の区分に従い、厚生労働省令で定める割合

(2) ロに掲げる額のうち(1)に規定する三分の一を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合 千分の百六十四

とする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成二十一年度以前の年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による全国健康保険協会に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金の額についての国庫補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成二十一年度以前の年度の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による国民健康保険組合に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金の額については、なお従前の例による。

2 平成二十二年度における国民健康保険法第七十三条の規定による補助金の額については、第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた同令第五条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同令附則第十四条の二の規定の適用がないものとして同令附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた同令第五条の規定を適用するとしたならば同条の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

理由

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。